

議第67号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年2月19日提出

京都市長 門川大作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例
京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「又は」の右に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加える。

第14条の9ただし書中「90,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第14条の9の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い本市が行う国民健康保険の被保険者としにない者に係る規定を整備するとともに、介護納付金賦課額の上限を改定する必要があるので提案する。